

<報道発表資料>

令和3年10月19日

衆院選

衆議院議員総選挙における期日前投票について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、期日前投票が10月20日（水）から始まりますので、お知らせします。

期日前投票は、仕事や旅行などの理由で、投票日当日に投票所に行くことができないと見込まれる方のために、投票日前にあらかじめ投票できる制度です。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される場合も、期日前投票をすることができます。

投票所の混雑緩和のため、期日前投票を積極的に御利用ください。

1 投票できる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の予定があるなど、投票日当日投票所へ行くことができない方。（新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況にある場合も該当します。）

※ 今回の選挙で投票のできる方は、満18歳以上の日本国民（平成15年11月1日までに生まれた方）で、かつ「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」です。

「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」とは、原則として令和3年7月18日以前から引き続き県内の市町村の住民基本台帳に登録されている方となります。

2 投票期間

10月20日（水）（公示日の翌日）から10月30日（土）（投票日の前日）まで

3 投票時間

原則として午前8時30分から午後8時まで

ただし、市区町村によって実施期間や投票時間が異なる場合があります。

4 県内各市区町村の期日前投票所

期日前投票所の設置場所及び設置期間等は、別添のとおりです。

（県内期日前投票所数 185箇所）

5 その他

投票の際には、郵送された投票所入場券をお持ちください。
ただし、入場券がなくても本人であることが確認できる場合は投票できます。